

山梨県公安委員会規則第10号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月15日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和35年山梨県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則（第19条の2第2項を除く。）中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

山梨県道路交通法施行細則新旧対照表

(昭和35年山梨県公安委員会規則第7号)

新	旧
<p>(緊急自動車の指定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第2項に規定する書面には、次の各号に掲げる写真及び書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定等に係る自動車の <u>自動車検査証記録事項が記載された書面</u> の写し</p> <p>4・5 略</p> <p>(駐車禁止並びに高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間における駐車禁止の交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止並びに法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により標示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 次に掲げる車両で別記様式第8の駐車禁止除外指定車標章（以下「指定車標章」という。）を掲出しているもの</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく <u>自動車検査証記録事項が記載された書面</u> に患者輸送車又は車いす移動車として記載されており、かつ、現に歩行に支障がある者の輸送のため使用中の車両</p> <p>シ・ス 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第10号に掲げる車両に係る標章</p> <p>ア 当該車両に係る <u>自動車検査証記載事項が記載された書面</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(署長の行う駐車許可)</p> <p>第6条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又は写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該申請に係る車両の <u>自動車検査証記載事項が記載された書面</u></p> <p>(4) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>(緊急自動車の指定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第2項に規定する書面には、次の各号に掲げる写真及び書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定等に係る自動車の <u>自動車検査証</u> の写し</p> <p>4・5 略</p> <p>(駐車禁止並びに高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間における駐車禁止の交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止並びに法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により標示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 次に掲げる車両で別記様式第8の駐車禁止除外指定車標章（以下「指定車標章」という。）を掲出しているもの</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく <u>自動車検査証</u> に患者輸送車又は車いす移動車として記載されており、かつ、現に歩行に支障がある者の輸送のため使用中の車両</p> <p>シ・ス 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第10号に掲げる車両に係る標章</p> <p>ア 当該車両に係る <u>自動車検査証</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(署長の行う駐車許可)</p> <p>第6条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又は写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該申請に係る車両の <u>自動車検査証</u></p> <p>(4) 略</p> <p>5～7 略</p>